

2019年11月04日更新

## 学園ブルーウェーブ規約 ( 第 一 章 )

### 第一条 ( 本部 )

チームの本部は学園東町1-5-109-103携帯090-9116-5119に置きます。

### 第二条 ( 目的 )

野球部は、野球活動を通じ子供たちの心身健全な育成を図ることを目的とする。

### 第三条 ( 活動 )

野球部は、上記の目的を達成するため、下記に明記した活動をします。

I・関西団地少年野球連盟への参加。

II・近隣諸大会への参加。

III・地域における社会奉仕活動。(東町公園3ヶ月に2回以上掃除&年2~5回草刈り活動をします。)

### 第四条 ( 部員 )

部長は、第三条の目的を理解する(少年・少女)子供を部員として入部許可をします。

部員が下記に該当する場合は、部員(保護者)&指導者を除名する事が出来る。

1・チームの名誉を傷つけ、又は本チームの目的に反した行為があった時は、部長判断で除名する。

2・部費の納入をしない時&チームの和を乱す&部員として適当でない方は、部長判断で除名する。

### 第五条 ( 指導者 )

1・部長・庶務を事務局とします。

2・監督・コーチ・指導補助を現場と言います。

( 任 期 )

I・特に定めません。

(野球部のチーム方針に従わない時は、部長権限で解任します。)

Ⅱ・下記の誓約書を理解して頂いた満20歳以上で子供育成に熱意のある方。

Ⅲ・部員に対して公平に指導し、私情によって公平さを欠いてはならない。

Ⅳ・部員の性格・能力を指導者間で共有し、指導育成の観点から個人的な考えから指導はしない

Ⅴ・チーム目的の為、監督指導の基にコーチ・部員・保護者は融和強調を図り  
チーム一体となった活動を目指します。

Ⅵ・コーチは監督の指示に従い、監督は部長の指示を厳守すること。

※部長・監督・コーチ・部員・の立場を明確に、なれ合いの指導をしない。

Ⅶ・その他、部長が決定事項に従いチーム方針に、従わない場合は、部長判断で指導者を解任します。

※練習を、1ヶ月4日以上来れない指導者は、指導補助者になります。

指導者ユニホームははチーム指定を購入。指導者会議での発言は有りません。

## 第六条 ( 運営 )

運営は部長、補佐として事務局が協力します。

- 1・野球部総会で決定事項の執行。
- 2・上記に付議すべき事項の執行。
- 3・その他上記に付議すべき事項を要しない事項の執行。

## 第二章 ( 会 計 )

## 第七条 (会計年度)

野球部の会計年度は、12月1日～翌年11月30日までとします。

- 1・部長・会計は、会計年度終了後に決算書を作成。1ヶ月以内に、定期総会に提出し承認を求める。

※定期保護者総会の出席者 & 欠席者は部長意見に賛同とみなします。

指導者は、部長の要請がある場合以外は定期総会には出席できません。

## 第八条 (運営)

野球部の運営に関する費用を部費といいます。

1・部費は、月末に部費袋を配布、第一週土・日で部費袋を会計が徴収します。

※交通費は遠征・公式戦・練習試合にかかる費用は、別途徴収します。

交通費として一回に相当額を徴収。不足すれば徴収します。

※参加・不参加関係なく、チーム単位で徴収します。

2・部費は一名＝3,000円です。

3・新入部員は、月の1・2週入部は上記2と同額を徴収します。

月の3・4・5週入部は、2,000円を徴収します。

4・部員の怪我・病気等で休部する時は、1,500円を徴収します。

I・スポーツ安全保険は入部と同時に加入して頂きます(費用は入部時のみ個人負担)

II・個人的な理由で部長が許可した時は部費を1,500円徴収します。

III・その他の理由で休部した時は3,000円頂きます。

IV・卒団生は12月練習がなくても、卒団費用として部費を徴収します。

VI・卒団生は、12月以降中学の部活が始まるまで練習生として月3000円を徴収します。

卒団生以外の練習生は月5000円を徴収します。

※部費支出の明細。

(野球用品・野球用具・指導者ユニホーム・設備費・交通費・事務費・諸団体との交際費・その他。)

## 第九条 (附則)

規約改正は野球内の三役会議で決定します(部長・副部长・庶務)。

規約は2019年11月4日より改正 & 発行します

①・保護者は、監督・コーチの指導の妨げをしてはならない。

②・苦情等がある場合は庶務(部長・宮川)に相談して下さい。

(監督・コーチに直接苦情を入れない様にして下さい。)

③・見学場所は第二グラウンドは三塁側。バックネット裏まで立ち入らない。

④・保護者は要請があれば、お手伝いをお願いします。

**(公園のネット張り・練習・公式試合の審判)**

**※その他(喫煙場所)**

①・東町小学校は学校敷地外で喫煙して下さい。

②・学園東町公園は倉庫前のみで喫煙して下さい。

③・学園第二グラウンドは、学校開放委員会との協議の結果校内は全面喫煙です。

④・学園第三グラウンドはグラウンド内、灰皿のある場所のみ喫煙とします。

**※上記すべての喫煙場所からの歩きたばこ等は禁止いたします。**